

都市再生基本方針の改正（閣議決定）

- ・ 東日本大震災を踏まえた今後の都市再生の進め方等の追加
- ・ 特定地域の指定基準等の追加

都市再生の推進に係る有識者ボード

- 内閣官房地域活性化統合事務局に設置した都市再生の推進に係る有識者ボードにおいて、都市再生特別措置法の一部改正により創設された特定都市再生緊急整備地域の指定基準等について検討するとともに、東日本大震災における経験が今後の我が国における都市再生の進め方にどのような教訓を与えるかという観点から議論・検討
- その結果を踏まえ、本年秋頃を目途に都市再生特別措置法に基づく、都市再生基本方針の見直し(閣議決定)を実施

委員

八田 達夫	(座長、経済学者)
赤井 厚雄	(モルガン・スタンレーMUFG証券)
浅見 泰司	(東京大学空間情報科学研究センター長)
川口 有一郎	(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)
谷山 智彦	(野村総合研究所 主任研究員)
中井 検裕	(東京工業大学教授)

議事内容

都市再生特別措置法改正に基づく特定都市再生緊急整備地域の指定基準等の検討
東日本大震災の教訓を踏まえた都市再生基本方針の見直し 等

スケジュール

平成23年6月1日～平成23年7月5日 計5回開催

ヒアリング対象

永松 伸吾	(関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科 准教授)
片田 敏孝	(群馬大学大学院工学研究科 教授)
羽藤 英二	(東京大学 工学系研究科都市工学専攻 准教授)
中林 一樹	(明治大学 政治経済学研究科 特任教授)
土岐 憲三	(立命館大学 教授)
重川 希志依	(富士常葉大学社会環境学部・環境防災学部 教授)
広井 良典	(千葉大学 法学部 教授)

東日本大震災から得られる教訓を踏まえた都市再生基本方針の改正について（案）

- 都市再生の推進に係る有識者ボード(座長:八田達夫(経済学者))において、東日本大震災における経験から得られる教訓を、今後の我が国における都市再生にどのようにいかしていくべきかという点について、防災の専門家等からヒアリングを行いつつ検討
- その結果を踏まえ、本年秋頃を目途に都市再生特別措置法に基づく、都市再生基本方針の改正(閣議決定)を実施

都市再生の意義及び目標

<大都市・地方都市等共通>

東日本大震災から得られる教訓を踏まえ、大規模災害時に備え、①人的・経済的被害等の最小化、②都市機能の停止・低下等による被災地域の住民等への負担の抑制、③我が国経済・社会全体に与える負担の最小化 のための措置があらかじめ十分に講じられた災害に強い都市づくりを推進

<大都市>

大都市においては、①人口等の集中による、甚大な人的・経済的被害等の抑制、②経済活動等の中心である大都市における基本的な都市機能の継続性の安定的確保 に特段の配慮

都市再生に係る施策の基本的方針

人的被害等の最小化

<大都市・地方都市等共通>

ハード・ソフト両面の施策の連携による大規模災害に対する多重的な防御

- ・海岸保全施設、津波避難ビル、避難路等の整備、住宅・建築物等の耐震化、液状化対策の充実
- ・ハザードマップの充実、防災教育による防災意識の向上、地域コミュニティの強化 等

<大都市>

- ・高層建築物等の集中する街区における災害時の対応に関する計画の策定
- ・超高層建築物の長周期地震動対策の充実 等

都市機能の停止・低下等の抑制

<大都市・地方都市等共通>

災害時においても自立的に都市機能が継続される都市づくりの推進

- ・防災拠点施設、行政施設等における自立・分散型エネルギー源等の確保
- ・地域レベルの災害対応・事業継続に関する計画の整備
- ・ライフラインの代替性・多様性の向上 等

<大都市>

- ・自立・分散型エネルギー源、備蓄物資等を確保した災害に強いビジネス機能等を有する拠点等の整備の促進
- ・帰宅困難者対策の充実 等

都市間の連携

<大都市・地方都市等共通>

災害に備えた都市間の連携体制の強化を推進

- ・災害協定の締結
- ・災害対応に関する知見・知識の共有
- ・各種機能の拠点について同一圏域内に存しない都市間での分担 等

<大都市>

- ・大都市等の間における大規模災害の発生リスクを踏まえた合理的な機能分担の促進 等

特定都市再生緊急整備地域の指定の基本要件・指定基準(案)

特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域のうち、以下の基本要件を満たし、かつ、都市再生特別措置法第14条第4項に規定された指定基準を満たすものについて、地元の地方公共団体の指定に関する意向・動向を踏まえ、指定の手続きを進めるものとする。

(基本要件)

	基本となる指標	併せて勘案すべき指標
地域における取組	a) 都市構想・戦略 ・国際競争力強化の拠点とするうえで、実現性等の点で十分な都市戦略・構想が、地方公共団体の関与のもと策定・公表 b) 関連制度の運用等 ・地方公共団体による都市再生に関連する制度の適切な運用	・地域の関係者との都市戦略等の共有状況 ・都市再生基本方針との整合性 等
具体のプロジェクト	・国際競争力強化に資する具体の都市開発プロジェクトの見込み	・地域の関係者との調整状況 等

(法第14条第4項に規定された基準)

	基本となる指標	併せて勘案すべき指標
国内外の主要都市との交通利便性	a) 国内アクセス ・新幹線駅までのアクセスが15分以内 等 b) 国際アクセス ・主要都市への便数が1日に平均10便以上の国際線の空港までのアクセスが1時間以内 等	・国際港湾へのアクセス 等
都市機能の集積の程度	・単位面積当たりの就業人口又は事業所数が、東京都心3区平均の水準以上	・国際会議場、展示施設、宿泊施設等 ・ビジネスマン等の生活を支えるインターナショナルスクール 等
経済活動の活発さ	・単位面積当たりのGRP（地域総生産額）の推計値が、東京都心3区平均の水準以上	・防災への取組状況等経済活動に影響を与えるリスクに対する対応状況 等

※ 法に基づく指摘基準の基本指標は、10年以内の見込みも含めて判断

※ 近接する複数の地域で、一体的に都市戦略等は策定されている場合は、一つの特定都市再生緊急整備地域として指定することも可能